

トランプ2.0

EUとCPTPP連携の可能性

——EUの「普遍」をインド太平洋諸国は受け止められるか

- ・ トランプ関税でEUのCPTPP加盟が取り沙汰される。その実現性はあるのか。EUの原理原則を出発点に考える。
- ・ EUは「普遍」追求とその伝道が大きな行動原理
- ・ トランプの米国とEU域内の極右が「普遍」への圧力に
- ・ CPTPP／EU連携は普遍・覇権・成長の均衡が鍵

今年7月27日、欧州委員会のウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長と米国ドナルド・トランプ大統領との間で、米国が欧州連合（EU）製品の大部分に対する関税率を一律15%にする、との大枠合意に達したという発表がなされた。他にも、EU企業の対米投資やEUの米国産液化天然ガス（LNG）購入・武器購入なども合意された模様である。これに対するEU域内での評価は、日本同様賛否両論があるが、「EUの目指すべき『戦略的自律性』とは逆に、むしろ対米依存が高まった」という経済安全保障の観点の批判から、「米EU合意は『屈服』であり『暗黒の日』であ

経済産業研究所シニアアドバイザー
田村 曉彦

たむら あきひこ 1989年東京大学卒、通商産業省に入省。米ハーバード大学ロースクール修士課程修了（LLM）、ジョージ・ワシントン大学ロースクール博士課程修了（SJD）。在米日本大使館一等書記官、WTO法律部法務官、日中経済協会北京事務所長、経済産業省大臣官房審議官（通商政策局担当）、内閣官房内閣審議官（PPP等政府対策本部担当）などを歴任。2023年よりジェトロ・パリ事務所長。

る」という米欧間の政治力の差に対するやり場のない憤りまで、いずれも大変本質的かつ深刻な次元でなされている。

今般の米EU通商合意は、EUにとっては単なる経済的合意ではなく、米欧間の政治経済全般に関する現時点での均衡点の可視化である。ウクライナ問題から、（反）ESG（環境、社会、ガバナンス）、（反）DEI（多様性、公平性、包摂性）、そして「民主主義」という、これら日米間には存在しない政治問題は、いずれもEUにとって根源的な問題、すなわち、「EUとは何か」「欧州とは何か」という問題、言うならば「『普遍』の正当性」に直結している。

ウクライナへの米国のコミットメント確保が、EUの目下の最重要課題であり、今般の通商合意での大幅な妥協の主因であることは間違いない。8月18日の米ウクライナ首脳会談には欧州主要国首脳も参加したが、EUからはアントニオ・コスタEU大統領ではなくフォン・デア・ライエン欧州委員長が出席したことがそれを物語る。一方、「民主主義」については、2024年11月のルーマニア大統領選挙にロシアがネット経由で介入したとのEU内の圧力を受けて、ルーマニアの憲法裁判所が無効の判断を示したが、これに対して、J・D・ヴァンス米副大統領は、「欧州の民主主義と言論の自由は後退している」と今年2月のミューンヘン安保会議で批判、EUの指導者たちやメディアが一斉に反発した。（翌日の仏「ル・モンド」紙は「JDヴァンスは、欧州に対してイデオロギーの戦いを宣戦布告」と報じた。）要するに、今般の通商合意に対するEU内の憤りの正体は、「EU的なもの」、すなわち「普遍」を防衛するため、それに無理解なトランプ米政権の助力を得なければならぬという「不都合な真実」への苦渋なのである。

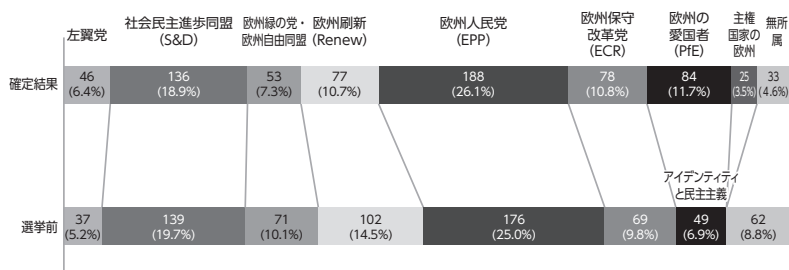
「普遍の防衛と伝道」はEUの存立に関わる

EUが機能し発展する過程では、必ず「EU的なもの」、

つまり「普遍」の防衛と伝道が念頭に置かれてきたが、通商政策も例外ではない。むしろEUにとって、通商政策は「EUとは何か」という答えを探す主要経路なのだ。EUは27カ国が加入する国際組織であるが、もともとはローマ条約（1957年）で合意した関税同盟（欧州経済共同体（EEC））に由来する（厳密には、それ以前のパリ条約（51年）で欧州石炭鉄鋼共同体（ECSG）が発足）。その後、マーストリヒト条約（92年）、リスボン条約（2007年）などを経て、政治システムとしての守備範囲拡大と制度化を徐々に進めてきた。これらは第2次世界大戦で傷ついた「欧州」の復活や血で血を洗う戦争をした仏独の和解といった政治的目的を含んでおり、単なる経済イニシアティブではない。そして、通商政策——EUの言葉で言えば「関税同盟」と「共通通商政策」——は、リスボン条約（で改正された欧州機能条約）にEUの排他的権限と規定された限られた項目（5項目）のうちの二つであり、今に至るまでEUの中核的権能である。

EUの発展の過程は、「EUとは何か」「欧州とは何か」という根源的問いへの答えを出す過程であり、「EUとは何か」の問いかけを止めた瞬間に、27個の国民国家の上部構造である「EU」の存在が危うくなる。EUはまだ、「想

図 欧州議会選挙確定結果 (2024年7月15日)



出典：ジェトロ「欧州議会選挙結果」をもとに筆者作成

- 上記の欧州議会政党と関係が深い主要政治家・政党は次の通り。S&D：独シュルツ前首相、Renew：仏マクロン大統領、EPP：フォン・デア・ライエン欧州委員長、独メルツ首相、ECR：伊メローニ首相、PFI：ハンガリー オルバン首相、仏国民連合、主権国家の欧州：独 AfD

このように、内外からの「普遍」に対する攻撃を受けて、EU自身が「普遍」と「パン」の間の相剋に悩み、苦闘しているのである。それは例えば、企業持続可能性報告指令（CSRD）や企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）の先送り、さらには、米国との厳しい争いとなっているデジタルサービス法（DSA）、デジタル市場法（DMA）そしてAI法といった、まさにEUの「普遍的価値」を体現する法制度を巡る動揺にも窺われる。

欧州政治における極右の台頭については、例えば、昨年6月に行われた欧州議会選挙結果を参照されたい（図）。左派勢力と中道勢力が後退し、穏健右派と極右勢力が伸長した。EU加盟国の内政では、ハンガリー、イタリアが極右政権であるほか、フィンランド、オランダ、スロバキアで既に極右政党が連立政権入りしている。スウェーデン、オーストリア、フランス、ドイツ、ルーマニアでも国政で極右勢力の伸長が顕著である。なお、極右の台頭のもう一つの原因が移民問題であり、これも「EUとは何か」という根源的な問いへの大きな挑戦となっている。昨今、ドイツやオランダなどのEU主要国が、不法移民対策として国境規制強化を実施し始めたが、これはEU加盟国間の人の自由な移動を保証するシェンゲン条約と緊張関係をはらむ。

像の共同体」（ベネディクト・アンダーソンが19世紀「国民国家」の成立過程を表現した概念）とまでは言えず、今なお、「成員による時間空間に対する共通認識」を十分に共有していない枠組みだからである。EUが人権や環境・持続的可能性といった「普遍的価値」に強いこだわりを見せてきたのは、実は本質的には、自らのアイデンティティを巡る問いの答えを探すためであり、EUが「想像の共同体」になるための紐帯を得ようとするがためなのだ。

内外からのEU「普遍」への攻撃

EUの経済政策は、「戦略的自律性（strategic autonomy）」を目指している。その直接的契機は、資源のロシア依存、市場の中国依存、安全保障の米国依存に由来する欧州の物質的な脆弱性から脱却する喫緊性が近年強く認識されたことだが、ここにも、「普遍」を巡る問いかけが密接に関係している。経済的に強く、かつ自立していることは、「EU的なもの」を国際社会において他者から侵食されず、むしろ他者にも共感させる（この政治力は「規範的覇権」[normative hegemony]と呼ばれる）ために必要だからである。軍事大国ではないEUが、リアリズムが支配する国際社会において「EU的なもの」を支えるために依存でき

るのは経済力であり市場規模だからである。自らの市場規模を利用して規範的覇権を及ぼすEUの姿（これは「プリュセル効果」とも呼ばれる）は、例えばEU炭素国境調整メカニズム（CBAM）にも典型的に観察できる。

「戦略的自律性」の追求の一環として、産業競争力の大幅強化を提言する「ドラギレポート」を踏まえ、2024年12月に発足したフォン・デア・ライエン第2期政権は、「グリーン産業デール」というイニシアチブを打ち出したが、これは、第1期で進めていた「欧州グリーンデール」の環境面を希釈し産業政策色を濃厚にしたものである。しかし、EUが持続可能性から離れて産業競争力に舵を切れば切るほど、「EUとは何か」という「普遍」を巡る問いかけから離れるというジレンマがある。EUの産業競争力強化を目指す政策は、対EU域内的には、EU市民の経済的苦境に対する解決策であるが、その背景には、EU市民の経済的苦境が、「普遍」を奉じるEUという上部構造に対して否定的立場を取る極右への支持拡大の一因となっていることがある。EUは、自らを内部から脅かす極右勢力から守るためにも、経済アジェンダを推進しなければならぬ。極右の台頭によって、まずは「普遍」を離れて「パン」を提供しなければならない、というジレンマに苦しんでいる。

また、イタリアが開始した、移民・難民を国内（EU域内）に入れずにEU域外国の収容施設に移送して申請処理を行う「アルバニア方式」は、欧州司法裁判所によって違法とされた。EU加盟国の国民にとって、自らの生活を守る単位はEUという上部構造ではなく「想像の共同体」として紐帯を感じる国民国家たる加盟国である、という心情がますます強まっており、EUでの極右勢力台頭にも密接に関係している。

EUはCPTPPにも「普遍」への共感を求めるか

日本やインド太平洋諸国がEUとの協力を考える際には、「普遍」に対する問題意識がEUの全ての動きに関連していることを理解する必要がある。元来「EU的なもの」を最も理解していたはずの米国の無理解がもはや動かしがたいものとなった現在はおおさらである。根源的な次元で米国から深く傷つけられたEUは、必ずや、他者に癒しを求めてくるだろう。

最近EUは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）との連携への志向を対外的に発言しているが、EUが実際にCPTPP加盟国にアプローチしたのがニュージーランドやカナダ（いずれも今

年4月に首脳同士の電話会談でEU側が言及）だったのは偶然ではなく、これらの国がCPTPP加盟国の中で「EU的なもの」に一番理解があるとEUが感じているからに相違ない。さもないければ、加盟国内では圧倒的に貿易量もGDPも大きく、米国のTPP交渉離脱後にCPTPP合意を導いた立役者である日本に、真つ先にアプローチするはずであろう。（あるいは2025年の持ち回り議長国の豪州へのアプローチが自然である。ちなみに、EUが日本に首脳レベルで直接CPTPPとの連携について言及したのは、7月22日の日EU首脳会議と思われる。）

同じ通商政策でも、EU・メルコスール（南米南部共同市場）自由貿易協定（FTA）のように、EUがFTAを持たない成長市場を相手とする交渉は、商業的動機が強いであろうが、CPTPPとの連携に関しては、EUは既にCPTPP加盟国の大半とFTAを結んでおり、かつEUと米国以外の先進国の多くがCPTPP加盟国であることから、商業的動機よりも、「EU的なもの」つまり「普遍」の防衛・伝道の動機の方が強いであろう。日本は、このEUの動機及びその強度をよく理解しつつ、国益にかなう形で戦略的に対応することが肝要である。（ただし、EUの加盟国レベルでの「普遍」に対するスタンスは国ごとに濃淡

があることには留意すべきである。本来、日本の対EU外交は、EU加盟国の立場の違いにまで分け入ってEU内のダイナミズムを手中に収めるくらいに洗練されなければならない。）

CPTPPとEUの「結合」が視野に

次に、EUからのアプローチに対して、日本やCPTPP側はどのように応じるべきかを考えたい。

まず、CPTPP自身の「弱点」を指摘するところから始める。CPTPPは、加盟条件として100%に近い関税撤廃率を課し、投資設立前の無差別原則、自由化志向の電子商取引や国有企業に関する規律を擁するなど、最も先進的なFTAと言われてきた。しかし、残念ながらCPTPPは経済やサプライチェーンの実態とは合っていない。日本にとって、CPTPP加盟国相手の貿易額は全貿易額の15%に過ぎない。ちなみに地域的な包括的経済連携（RCEP）加盟国相手の貿易は日本の全貿易額の47%である。CPTPPには、日本の主要貿易相手国である米国、中国、韓国、東南アジア諸国連合（ASEAN）主要国（インドネシアやタイなど）が加盟していない以上、当然である。日本にとってCPTPPはいわば「ルールブック」に留ま

り、経済共同体としての実態がない。一方のEUは、加盟国にとっての域内貿易は50〜70%を占め、経済共同体としての実態を伴う。GDPでは同規模だとしても、交渉力に彼我の差が生まれてしまうのである。

それではEUは、CPTPPとの連携をどう構想するのか。具体的なイメージは示されていないが、スウェーデンが提案したとされている「EUのCPTPP加盟」から、多くの識者が提案する「WTO改革の共闘」といったソフトな内容まで、さまざまな可能性がある。前者は非現実的な選択肢とされてきたが、筆者は、一般の米欧合意でのEU側の「傷心」の程度を見ると、今後もEU自らが「規範的覇権」を維持するため、あらゆる手立てを尽くす決意だと考える。つまり、CPTPPに対して、これと何らかの「結合」で巨大市場を形成し、国際場裏において政治力を強化すること、かつCPTPPとの交渉を通じてインド太平洋に「EU的なもの」、すなわち「普遍」を伝道することを志向すると見る。（なお、仮に両者が「結合」して巨大市場を形成する場合は、FTAであるCPTPPがEUに加盟することはできないため、EUがCPTPPに加盟するか、あるいはEUとCPTPPの間で第3の通商協定に合意することになる。）日本が多大なる努力で立ち上げたCPT

P Pに対して、多くの域外国が関心を寄せていることは、日本としてはありがたいと思うべきだろうが、反面、日本自身がCPTPPをどう発展させ、国際通商秩序の復興に役立てていくのか、構想と行動が欠如している。これではせっかくの好機をものにすることはできない。

CPTPPに命を吹き込む方策は

日本が、EUのCPTPPとの連携の意欲の高まりという好機を国益に十分に生かすには、まずはCPTPP自身を強化することが先決だろう。事務局の設置などのさらなる制度化のほか、既に加盟申請を行っているインドネシアや、加盟に関心があるとされているタイやフィリピンの加盟を実現して、CPTPPが経済共同体の実態を備えるように努力を続けるべきである。それらを通じてEU側の連携意欲も増し、CPTPP側の対EU交渉レバレッジも強化される。特にサプライチェーンの充実が、EUにとっての「戦略的自律性」に貢献すると考えるはずである。(ただし、製造業主体経済である日本と、それとは異なる経済構造の他の加盟国とは、CPTPPの将来像は大きく異なる可能性がある。)返す刀で、日本やCPTPP加盟国も、自らの「戦略的自律性」の向上にEUとの連携を役立たせ

ることができる。単なるFTA・関税同盟の結合だけではなく、重要鉱物や戦略物資のサプライチェーンの強化を実現する具体的な事業も連携の身に含むべきである。EUとインド太平洋地域間の連結性を高めるためのさまざまな努力、例えばインドやメルコスールなど、両地域の間に位置する地域も巻き込んだ、海洋を通じた経済圏構築に資する事業も併せて進められるべきであろう。

逆に、日本やCPTPPは、価値としての「EU的なもの」、すなわち「普遍」に対してどの程度共感、さらには、その伝道に加担することが利益になうのかを考える必要がある。このうち、国際経済における「法の支配」の回復・強化は、日本としてEUと協力して進めるべき問題であることは論を俟たない。しかし、その他の「普遍」については、日本経済の今後の生命線が、米国を別にすれば、グローバル・サウスと言われる新興国・途上国市場との関係であることを考えると、取捨選択が求められるように思う。

高度成長を目指す発展段階にある新興国・途上国は、製造業を中心とする輸出主導の経済成長を支えるグローバル・ゼーションを望ましいと感じており、中国の製造業における過剰生産を問題視する一方、(ブリュッセル効果に見られるような)EUの「普遍的価値」をてことした保護主義

措置も問題視している。(なお、通商交渉で取り上げられる

かは別として、欧州の「普遍」に対して日本自身が見解を異にする問題も、A Iガバナンス、石炭火力、動物福祉、死刑制度などいくつもある。)日本やG7諸国は、「普遍的価値」を新興国途上国に伝道し、自らの貿易投資に有利に働くように競争条件を整える戦略を取ってきたように思うが、どれほど有効だったのかは検証が必要であろう。

持続可能性に関する概念の中でも、例えばライフサイクルコストは新興国・途上国市場にはかなり浸透し、先進国のビジネスにプラスに作用した印象があるが、その他の「普遍的価値」についてはどうか。それを持ち出さずとも、製造業を中心とした経済発展を遂げたい新興国・途上国からは、特定国への過度の依存回避の必要性や補助金に起因する過剰生産の問題性に対する共感を得られる余地はあるのではなかろうか。CPTPPとEUの連携の重要項目として、WTO改革における共闘という項目は常に挙げられ、積極的に進めるべきだと筆者も考えるが、その文脈で、例えば補助金・国有企業の規律の改革や、さらには、WTO法が拠って立つ思想を効率性重視から効率性と強靱性のバランス重視に軌道修正する改革を進めてゆくもの、この方向性に合致するだろう。(下欄外を参照)

求められる日本の「手腕」

最後に、日本およびCPTPPとEUの連携で障害になりうるのは、米国への向き合い方である。少なくとも日本は(おそらく他のCPTPP加盟国も)国際社会の安定のために「覇権」が必要だという「覇権安定論」を信じている。対してEUにその考えは薄いと印象である。しかし当面、覇権国は米国以外に想定し得ない現実を考えると、国際社会の安定のためには、米国が覇権国たり得る能力と意欲を持ち続けさせる動機が、インド太平洋地域には存在する。日本はEUに対して、「普遍」に対する米国やグローバル・サウスの慎重なスタンスを理解させ受け入れさせなければならぬ。一方で、強いEUはわれわれの利益でもあるため、EUが「普遍」を推し進めるダイナミズムを止めることは得策ではない。要するに、EUが米国との関係に傷ついてインド太平洋に癒しを求めてくることにより生じるレバレッジを効果的に使い、「普遍」に支えられた強いEU、「覇権」国であり続けるべき米国、「成長」を実現したいグローバルサウス、の3者の均衡点を求め、実現していく手腕が、今の日本には求められている。(本稿の内容・見解は個人のものであり、所属組織とは無関係である)